

議第2号

道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年10月5日

提出者 県土整備委員長 元木章生

徳島県議会議長 木南征美殿

道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や住民の安全・安心な暮らしを支える最も基本的かつ重要な社会資本の一つである。

しかしながら、本県における道路の整備水準は、地形的・地質的特性等から依然として全国に比べ大きく立ち遅れている。

また、厳しい財政状況の中、高速交通ネットワークの整備、南海トラフ地震等の大規模災害に対する防災・減災対策、地域の活力の維持・増進等に必要な道路整備のほか、県民が安心・安全に道路を利用するための計画的な老朽化対策など、緊急的に対応すべき多くの課題を抱えている。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」)の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等の嵩上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされている。

しかしながら、本法は平成29年度までの時限措置であり、来年度以降、補助率等が実質的に低減されることは、真に必要な道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生及び国土強靭化の実現に大きな影響を与えることが懸念されるところである。

よって、国におかれでは、地方の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路関係予算の所用額の確保はもとより、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

協力要望先

県選出国會議員

議第3号

2025年国際博覧会の大阪・関西への誘致に関する決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成29年10月5日

提出者

嘉	之治	博	本	櫻	孝義
岡	之治	富佳	見	川	史樹
重	司二	泰浩	多	岩	仁思
岸	絵弘	龍理	山	岡	雄人
眞	敬二	義	田	須喜	邇功
井	文樹	祐正	井	中島	朗功
岡	美生	直征	佐	寺木	朗生
原	彦穂	章昌	井	山西	夫章
丸	志	美広	若代	南	見武
来			本	木	
杉			南	崎	
木			木	尾	
元			野	池	
庄			井		
高			川		
古					

徳島県議会議長 木南征美 殿

2025年国際博覧会の大坂・関西への誘致に関する決議

国際博覧会は、地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一同に集め、様々な創造活動と共に体験し、刺激を受け、考え、発見することで、課題解決方策を提言する場であり、その重要性はますます高まっている。

先般、政府において、閣議了解が行われ、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、大阪市・夢洲を会場とする国際博覧会の開催についての書簡をBIE（博覧会国際事務局）へ提出し、立候補が行われた。

国際博覧会を「関西」で開催することは、日本の歴史・文化の原点である関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらう絶好の機会となり、関西全域に新たな観光や産業のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、関西の知名度向上にも大きく貢献するものと考えられる。また、関西広域連合が提唱する国土の双眼構造の構築及び目指すべき関西の将来像の実現にも大きく寄与するものである。

徳島県は、関西の広域課題に対応する関西広域連合に設立当初から構成団体として参加しており、関西におけるこうした取組は、本県の観光誘客や産業振興等の地域振興に大きな効果が期待できる。

よって、徳島県議会としては、国際博覧会開催の意義に賛同し、国際博覧会の大坂・関西への誘致実現に向け、関係機関とともに積極的に取り組むものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

徳島県議会